

上信自動車道景観誘導地域の追加指定について

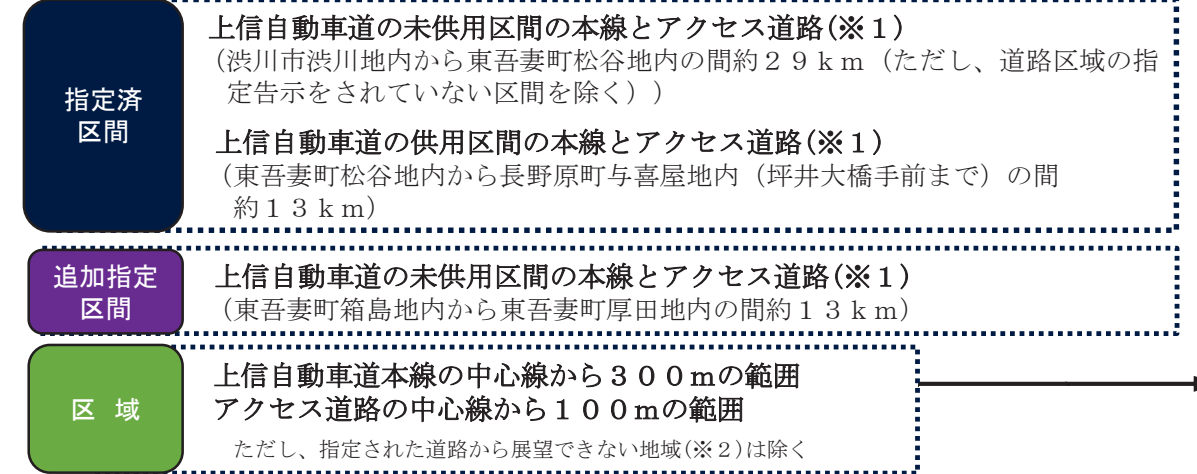
1. 景観誘導地域(※)の追加指定

草津温泉や四万温泉、今年度完成予定のハッ場ダムなどへの観光ルートとなる上信自動車道のうち、未供用区間及び供用区間（ハッ場バイパス・長野原バイパス）については、既に景観誘導地域に指定されています。

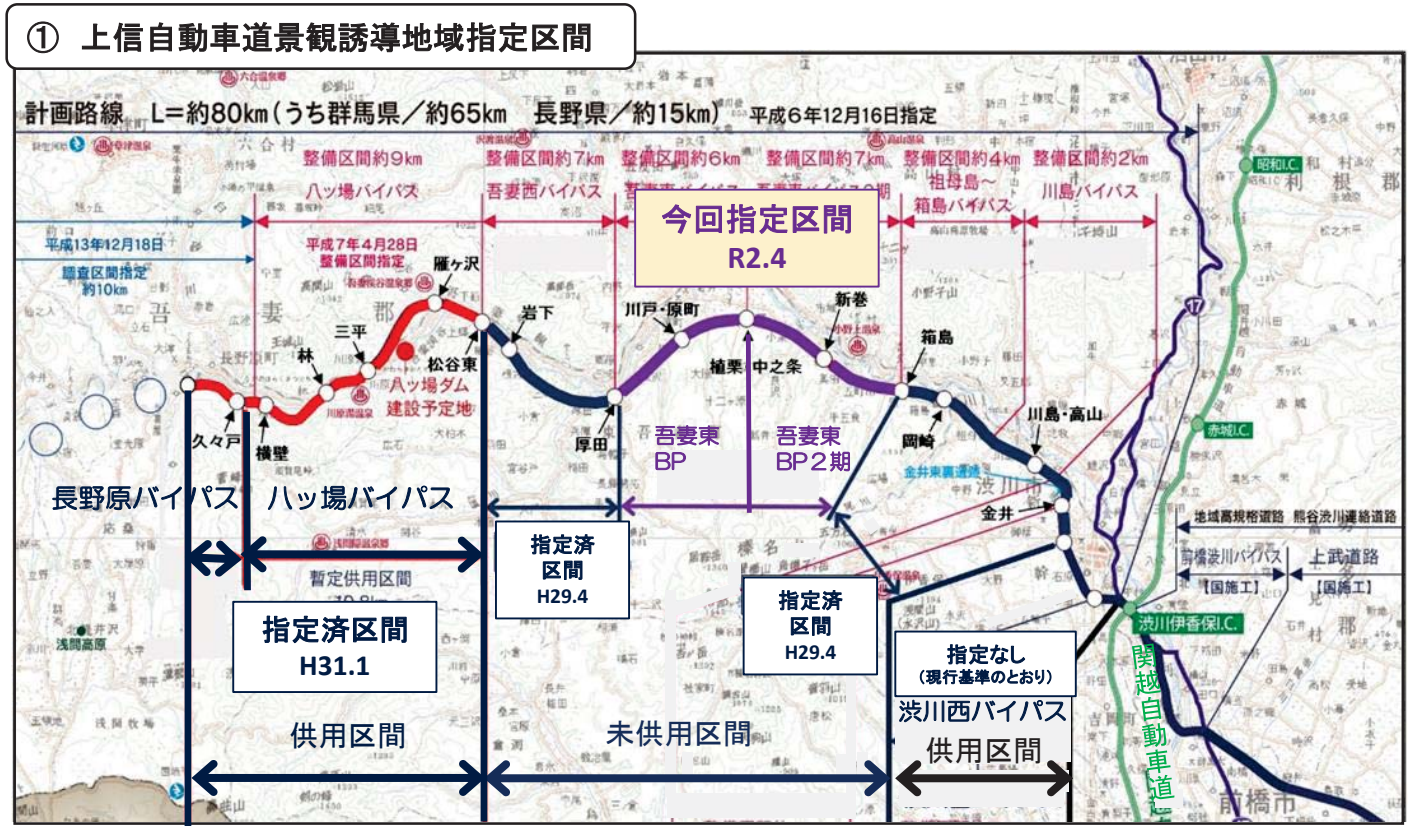
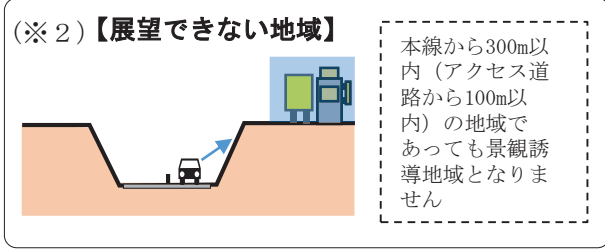
今回、未供用区間のうち、景観誘導地域に指定されていなかった吾妻東バイパス及び吾妻東バイパス2期について道路区域が決定したことから、景観誘導地域に追加指定し、上信自動車道全線にわたって良好な景観形成を図っていきます。

(※) 「景観誘導地域」の制度は、観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に新設されました。
(群馬県屋外広告物条例の一部改正/H29.4施行)
景観誘導地域に指定された地域では、地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制を行うことが可能となります。

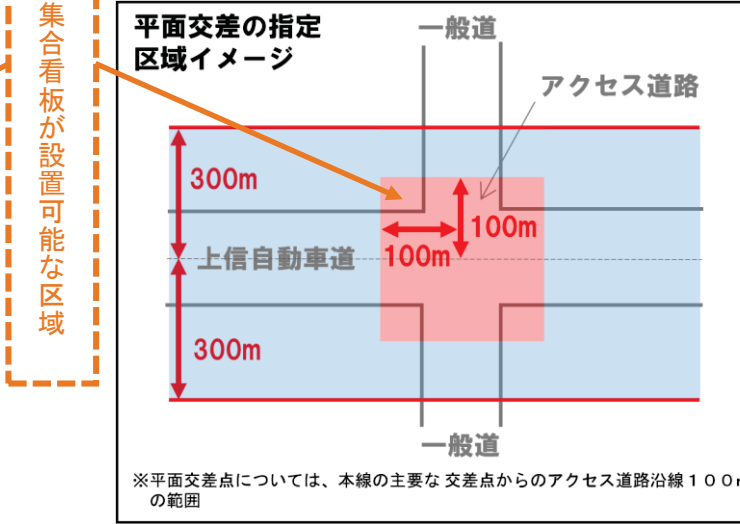
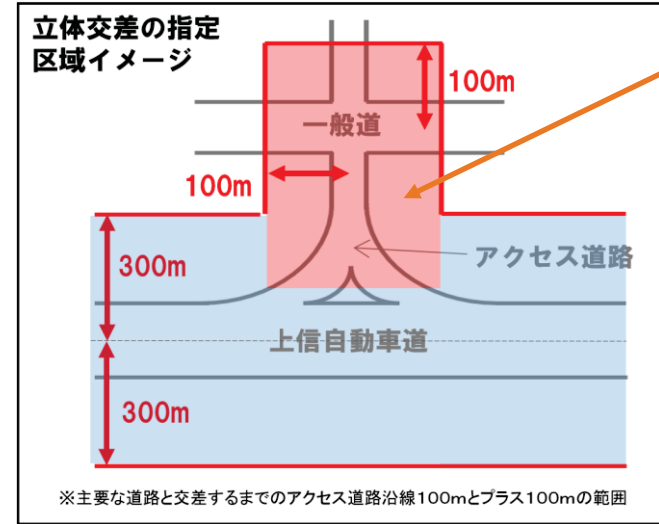
◎上信自動車道景観誘導地域の指定範囲



(※1) 【アクセス道路】
上信自動車道本線に接続する道路のことをアクセス道路と規定しています。
アクセス道路においても屋外広告物が乱立することを防止するため、本線と同様に景観誘導地域に指定しています。



② 景観誘導地域の範囲(区域イメージ)



集合看板が設置可能な区域

2. アクセス道路における案内誘導広告物の例外的取扱い

上信自動車道本線とアクセス道路に向けて表示する屋外広告物は原則設置不可ですが、指定区域(右図②「景観誘導地域の範囲」でピンク色で示した範囲内)となっている主要な交差点のアクセス道路においては、規則で定める「統一デザイン集合看板」は設置可能となります。

※屋外広告物に係る規制については、指定済み区間と同様のものとなります。

※規制の概要は次面のとおり

【追加指定地域(未供用区間)における屋外広告物の規制の概要】

規制の方針

上信自動車道からの良好な眺望景観を保全するため、下記の方針で基準を設定しています。

- ①上信自動車道及びアクセス道路に向けて表示する屋外広告物を防止
- ②周囲の建造物から突出する高さの屋外広告物を防止
- ③面積の大きな屋外広告物を防止

※屋外広告物に係る規制については、指定済み区間と同様のものとなります。

＜上信自動車道景観誘導地域導入のイメージ＞

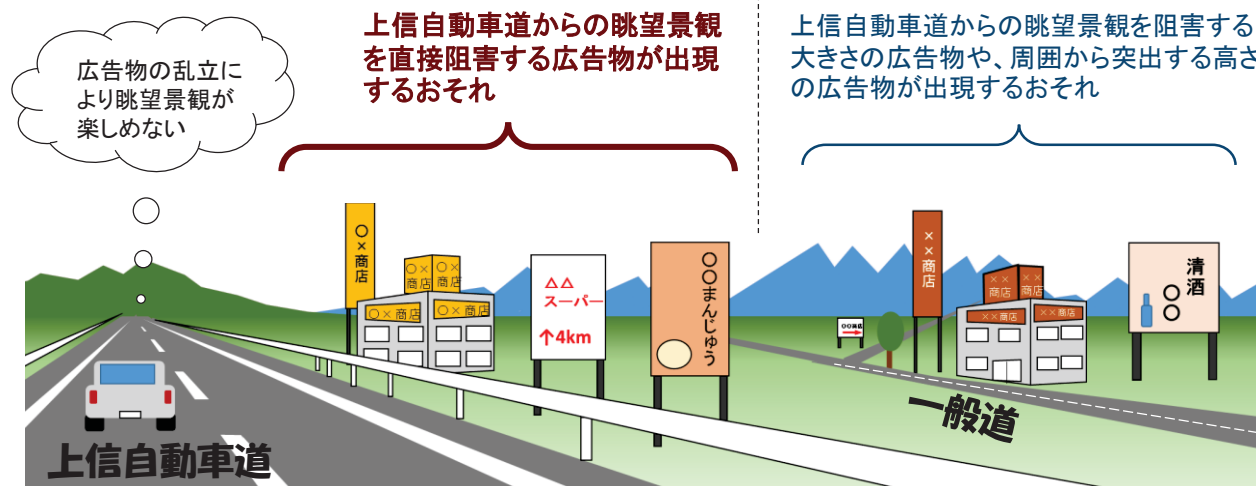
○ 景観誘導地域に指定しなかった場合（従来の許可基準と同じ）

● 上信自動車道に向けた広告物

上信自動車道からの眺望景観を直接阻害する広告物が出現するおそれ

● 一般道に向けた広告物

上信自動車道からの眺望景観を阻害する大きさの広告物や、周囲から突出する高さの広告物が出現するおそれ



○ 景観誘導地域に指定した場合（許可基準の特例を設けた場合）

● 上信自動車道に向けた広告物

良好な眺望景観を楽しむことができる

設置不可

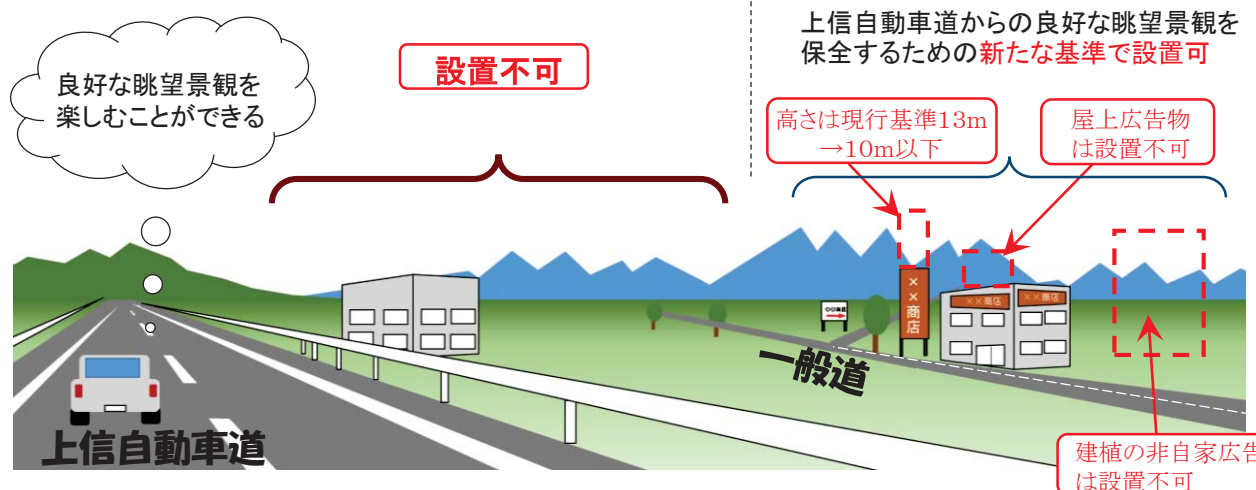
● 一般道に向けた広告物

上信自動車道からの良好な眺望景観を保全するための新たな基準で設置可

高さは現行基準13m → 10m以下

屋上広告は設置不可

建物の非自家広告物は設置不可

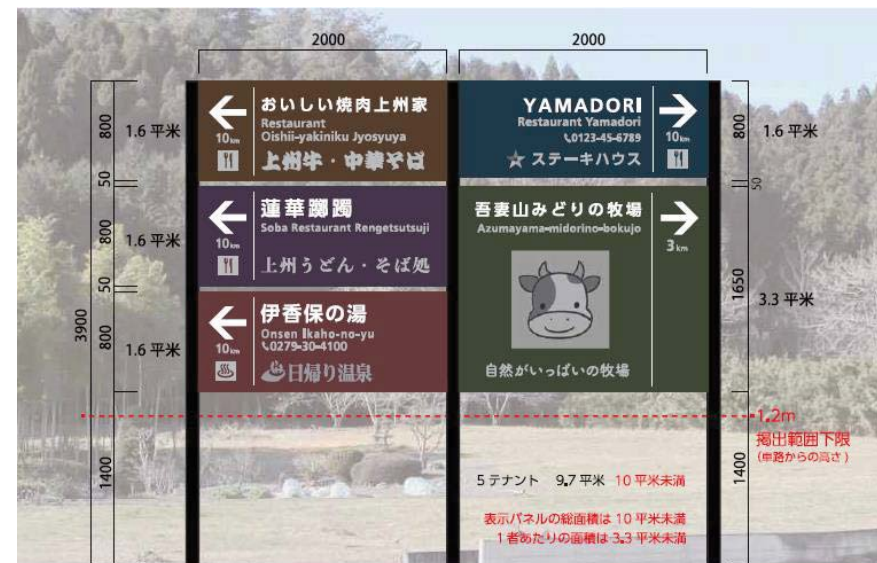


既存の屋外広告物の取扱い（条例改正で規定済み）

景観誘導地域の新たな基準に適合しない既存の屋外広告物については、建て替える時、若しくは変更・改造する時まで、引き続き設置可能です。

【例外】 アクセス道路における案内誘導広告物の例外的取扱い

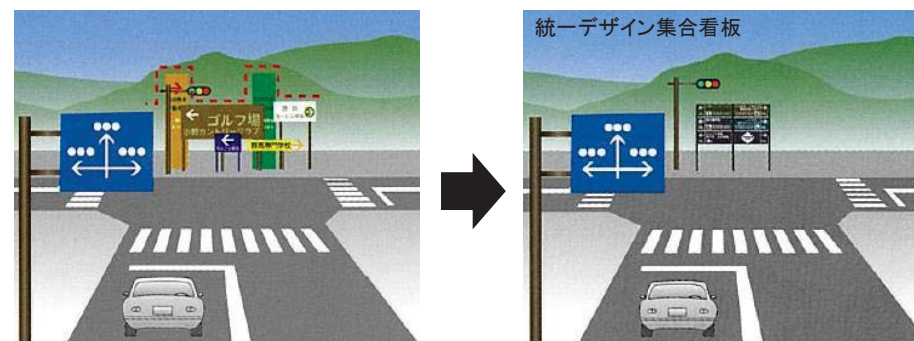
規則で定める統一デザイン集合看板は設置可能となります。



集合看板のイメージ（上信自動車道景観誘導地域の例）

【集合看板のデザインのポイント】

設置場所の景観と調和するものとし、利用者（車両運転手及び乗員）にとって「わかりやすい情報」であることとします。
統一デザイン集合看板とすることで、良好な景観を図ると共に効果的な案内・誘導情報を提供することができます。



上信自動車道における景観誘導地域に係る施策については、群馬県のホームページに詳細を掲載しております。

「上信自動車道景観誘導地域における統一デザイン集合看板ルール&ガイドライン」についてもダウンロードいただけます。

◆群馬県HP「景観誘導地域」

<https://www.pref.gunma.jp/06/h5800348.html>